

埼玉東部法律事務所

Vol.37

〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu.mylawyer.jp/>

明けまして、おめでとうございます。

当事務所は昨年5月に新事務所に移転しました。併せて広報等の委員会に加え研修、法律相談、PC委員会を立ち上げ、連日相談、夜間相談、ホームページの充実、所内研修等にも取り組み、所員全員で業務の改革に努めてまいりました。他方で、社会的には平和、民主主義、格差貧困、原発、アベノミクス等の課題が山積していますが、これらの課題にも訴訟、運動等を通じて積極的に取り組んでいます。人的体制としては、今年3月に法テラスから野口弁護士を迎えて、来年も新人一人を加え12名の弁護士を擁する事務所になる予定です。数的拡充に加えて多様性のメリットをいかし、これまで以上に皆様に貢献したいと考えます。本年もよろしくお願い致します。

運営委員長 弁護士 山越 悟

弁護士	佐々木新一
弁護士	山越 悟
弁護士	池永 知樹
弁護士	川崎 慎一
弁護士	田中 浩介
弁護士	斎藤 耕平
弁護士	小木 出
弁護士	北川 浩司
弁護士	根本 明子
弁護士	富田 亮
事務局一同	



Photo : Shinichi Kawasaki

CONTENTS

特集～事務所リニューアル大特集～

弁護士近況／3月入所予定です　野口弁護士紹介／秘密保護法に反対して全力
事務局紹介／法律相談のご案内

事務所リニューアル大特集

当事務所は、昨年5月に越谷駅至近の越谷東駅前ビルに移転したのを皮切りに、充実した法律サービスをお届するため午前午後の法律相談に加えて夜間法律相談を開始し、セミナー方式の法律講座を開催するなど、施設設備面だけでなく、事務所運営や体制面でも、大きくりニューアルしました。

その1 越谷駅至近に移転しました

当事務所は、昨年5月に、越谷駅から徒歩1分と好立地である越谷東駅前ビルに移転しました。これにより、事務所設備を全てバリアフリーとし、身体の不自由な方やご年配の方に利用しやすい環境を整えることができました。

また、相談室の壁の一部を半透明ガラスにすることで、開放的で明るい空間となり、一方で各相談室の防音性を高め、プライバシーにも配慮した作りとなりました。

さらに所内の会議だけでなく、学習会やセミナーなどにも利用できるよう会議室を広く取り、さっそく弁護士が講師となって、後にご紹介する法律講座を開催しました。



広報担当
ただ今奮闘中!



越谷駅構内改札付近に看板を出しています。色使いが柔らかすぎるのは、周りの看板に埋もれながら、控えめに宣伝してくれています。温かくお客様を迎える事務所の雰囲気に合っているのではないかと自画自賛しているのですが、たまに柱と同化していてボーッと通りすぎるのも…越谷駅をご利用の際は、見つけられるかお試しください。

ホームページも充実を図るべく、日々奮闘中です。毎月弁護士のコラムも掲載していますので、是非チェックしてみてください。

<http://saitamatobu.mylawyer.jp/pc/>

その2 法律相談の枠組みが充実しました



これまで当事務所では、土日祝日を除き、毎日法律相談を行ってきましたが、さらに皆さんに利用しやすくするため、午前・午後とも法律相談枠を設けました。また、日中のご来所が難しい方のために、昨年11月から、毎週火曜日と木曜日に夜間相談を開始しました。

法律相談の時間は下記のとおりです。ぜひお気軽にご利用ください。

平 日

①10:00～ ②11:00～ ③13:30～
④14:30～ ⑤15:30～ ⑥16:30～

夜間をご希望の方
(火・木曜日のみ)

①18:30～ ②19:30～

☎048-965-2600 (受付時間／平日9:00～18:00)

※各相談時間は30分程度を予定しています。

※法律相談をご要望の際は、お電話にてご予約をお願いいたします。

その4 ホームページの充実等にも取り組んでいます

当事務所のホームページも、やや地味ではありますが、より見やすい内容とするため、定期的に更新作業を行っています。最近では、トップページに新着情報メニューを作成して最新情報をしたり、よくあるご相談とご依頼までの流れをご案内するコーナーを作ったりしました。

その他にも、こちらも控えめですが、駅に看板を出したり、事務所案内（リーフレット）を作ったり、事務所通信を発行するなど、地域に身近な事務所であるための様々な取り組みをしています。



その3 法律講座を開催しました

新しくなった会議室を利用して、昨年秋に、当事務所の弁護士が講師となって、「成年後見制度の活用」をテーマに、セミナー方式の法律講座を開催しました。これまでの講師を招いて行う学習会と異なり、参加者の方々と当事務所の弁護士が、活発な議論や率直な意見交換をすることができ、充実した時間となりました。

今後も身近な法律問題をテーマにした法律講座を開催する予定です。



その5 女性弁護士が加わります(3月入所予定です)

この3月には新しく女性弁護士が入所する予定です（後のページでご紹介します）。これにより当事務所所属の女性弁護士が複数となり、さらに充実した体制となります。



私たちは、身近な法律サービスを提供し、地域に根差した法律事務所であるために、これからも努力を続けてまいります。



いよいよ 賢く考えるとは



弁護士 佐々木 新一
Sasaki Shinichi

例の如く、去年読んだ本のさわりを紹介して挨拶にかえます。鶴見俊輔コレクション(河出文庫)を読んでいますが、ジョン万次郎を書いた小伝に、勝海舟が万次郎に、アメリカについて質問したというエピソードがあります。いいかげんに答えていたが、勝の真剣な質問の態度に態度を改めて「あの国では高い地位についていた者はいよいよ賢く考えようとし、ふるまいはいよいよ立派になります。このところが日本と違います。」と答えたので勝は多いに感心したという。鶴見は「なぜ救出された米国で優れた資質を開花させた万次郎が、徳川時代だけでなく維新後の日本でもはみだした存在となったかを理解させる」とコメントしている。彼の公正な目が江戸と「近代日本」を区別しなかったのかもしれない。

平和について



弁護士 山越 悟
Yamakoshi Satoru

越谷「9条の会」に参加していますが、私にとって貴重な会で、改めて「何故戦争がなくなるのか」等と考えています。いじめに関する講演の準備をしていて「およそ、人間が手を結べばそこに影のように忍び寄る現象である」という意見を読みましたが、戦争も基本的にそうなのでしょう。人間の何が戦争やいじめをもたらすのか。

人間の属性があり変らないとしたら、国際的政府の確立が最も安定的な方法でしょうが、その道筋は、国家の平準化を、国家単位の生活(ナショナリズム)とのバランスをとりながら進め、国際的な民主主義と生存権保障まで持って行くことだと思います。長大な時間を要するでしょう。

ただ、人間と言う場合に何時の、どこの、だれを想定しているのかが案外曖昧で、バイアスがかかることに注意しないといけないと改めて思っています。

知の探求、そして 良きアドバイザーへ



弁護士 池永 知樹
Ikenaga Tomoki

皆様、あけましておめでとうございます。

(質問) 写真の私は何をしているでしょうか? (解答1番) リンゴを取って食べようとしている。(2番) ハシゴがあったので上ってみた。(3番) ニュートンが、なぜリンゴの落下から万有引力を発見したのかを考えている。

答えは1番で、私はこのあとリンゴを食べました。また2番の気持ちもどこかにあったように思います(昨年までの自分)。

今年は3番を目指します。ニュートンは、隣人から頭がおかしいと思われていたと言われています。風呂に何時間も横たわってひたすら石鹼の泡をじっと見ていましたそうです。しかし、このような知の探求がある日、万有引力発見に結びついたと言います。

あくなき知の探求を経て、良きアドバイザーを追求していきます。

個人保証の廃止を



弁護士 川崎 慎一
Kawasaki Shinichi

銀行などから借り入れをするときに、親戚や知人から保証人になるよう頼まれたり、反対に、保証人になってもらったりすることは少なくないと思います。その結果、高額の保証債務の支払を請求されたり、保証人に迷惑をかけられないという気持ちから、負債の整理のタイミングを失ってしまうこともめずらしくありません。さらには、これがもとで自死に至るという悲劇が生じることもあります。このような悲劇を防ぐためには、個人が保証人となることを原則として禁止することが必要です。現在、法制審議会で民法(債権法)の改正が議論されていますが、この中には保証について規定の改正も含まれます。債権法の抜本的改正は明治以来のことであり、この機会を逃すと保証による被害の防止も遠のくことになります。個人保証を禁止する法改正に向けて全力で取り組んでいきたいと考えています。

楽あれば…



弁護士 田中 浩介
Tanaka Kosuke

昨年も、民事弁護事件を中心に、労働弁護団の活動などにも取り組んできました。やはり昨年も、水質改善が言われる自宅近くの綾瀬川が流れる様子を見つめたり、その支流の伝右川沿いの桜並木を眺めたりすることもできませんでしたので(出不精のせいではありません)、それなりに慌ただしくしていたのだと思います。何事も、思い通りにはいかないことが多いのですが、時には予期せぬ成果に快哉を叫びたくなることもあります。この仕事は、苦労あれば楽もあるのさ、と思って根気強く取り組むようにしています。

いずれにしても、時の経つのは早いということをしみじみ実感します。今年も(今年から?) 惑うことなく、がんばってゆきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

有期労働法制の 抜本的改正を



弁護士 斎藤 耕平
Saito Kohei

パート労働をはじめとする、いわゆる有期労働契約者の就労期間の更新が通算5年を超えたときは、その労働者が希望すれば、期間の定めのない労働契約に変えることができるようになったのはご存じでしょうか。昨年4月から施行された有期労働契約の内容などを定める改正労働契約法で、新しい制度として設けられました。有期労働者の雇い止めの不安を解消し、働く人が安心して働き続けることができるよう、というのがその目的です。

ところが、この規定が逆手にとられ、就労期間が通算5年を超える労働者に対して、会社が契約の更新を拒絶する事例が報告されています。改正法によって、むしろ雇い止めが促進されてしまっているのです。そのような対応をしている企業には、某飲食業、某私立大学、某受験予備校など、有名どころが名を連ねています。こうした実態が、報道もされず、まだまだ知られていないのは、本当にゆゆしき問題です。有期労働法制をさらに抜本的に改め、使い捨て雇用をなくそうという声を、強く上げていく必要があります。

ある和解期日



弁護士 小木 出
Ogi Izuru

もし生活保護が なかつたら



弁護士 北川 浩司
Kitagawa Koji

母になりました



弁護士 根本 明子
Nemoto Akiko

昨年5月8日、交通事故の裁判の和解期日が開かれた。事故は、平成18年6月。これまでの約7年間、原告のAさんは、重度の後遺症に悩まされてきた。

後遺障害の認定が非該当となり、訴え提起(平成21年7月)。

約4年間の攻防の末、裁判所から後遺障害9級相当の和解案提示(昨年4月)。期日間に双方、和解案了承。

あとは、和解期日において、正式に和解が成立するだけであった。

しかし、和解期日にAさんはいなかった。その4日前に亡くなつたのである。

Aさんの母親からその旨の連絡を受け、茫然自失。

弁護士はあくまで代理人である。今までずっとそう思ってきた。依頼者に感情移入しながらも、常に、客観的な立場を保ってきた。
悔しい。

昨年も生活保護について書きました。その後の1年間で、政府は生活扶助基準を最大1割カットすると決め、続いて、生活保護の受給要件を厳しくする生活保護法“改正”が控えています。

ところで、生活保護の給付を削るのは「税金なんだから当然だ」という感覚が世間を覆っているように思います。そこで、なぜ国が税金で個人の生活を保障するのか考えてみましょう。

暴力夫から逃れ家庭を出したい妻。ブラック企業を辞めたい非正規社員。「でも経済的に自立できないから」と我慢していませんか。そこで、最低限の生活は国が生活保護で保障するから出ておいで、というのが憲法のメッセージなのです。生存権は、人を自由にするのです。

もし生活保護がなければ(不十分なら)、不本意に束縛され人の尊厳は損なわれます。束縛から敢えて飛び出せば、孤独死や路上生活、犯罪に行き着きます。はたして国民の大部分が「それでよい」と考える生活保護制度改定なのでしょうか。

昨年10月に、第一子の男児を出産しました。同月から出産・育児のため、お休みをいただいております。休職にともない、ご迷惑をお掛けし、申し訳ございません。子どもが生まれる前も、「子どもは未来の希望」、「子どもは社会の宝」などということは理解していましたが、子どもをもち、改めて、それらのことを実感しています。児童虐待等、子どもが犠牲になる事件・事故の報道を目にする度、胸が痛くなるとともに、今後、私が弁護士として、子どもたちのために何かできることはいかと考えます。そして、我が子を見ながら、つくづく、このような子どもの命を奪う戦争はあってはならないと思います。子どもたちのために、平和憲法と、この平和な日々を守っていきたいと、強く思います。

復職の時期は未定ではありますが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

基本の大切さ



弁護士 富田 亮
Tomita Ryo

私が前職のシステムエンジニア(SE)という仕事を離れてから、かなりの年月が過ぎました。近年のスマートフォンの普及などをみても、IT技術の目覚しい発展を感じないわけにはいきません。

弁護士にとって、パソコンは必須のアイテムです。普段欠かせないパソコンであっても数年も経てば必ず買い替えが求められ、新しく設定し直す必要が出来てきます。新しい技術を習得しなければ、新しいIT端末に対応できないのかというと、そんなことはありません。ITの基本的な技術が身に付いていれば、十分に対応できるのだと思います。

弁護士も日々、新しい法律問題に直面します。新しい法律問題であっても、きちんと対応していかなければなりません。ここでも法律を使いこなす基本が身についていれば臨機応変に対応できるのだと思います。

古くなった事務所のパソコンの入れ替え作業を通じて、改めて基本を習得することの大切さを痛感しているところです。

3月に入所します

再度、新人になります



弁護士 野口 千晶
Noguchi Chiaki

毎年、お便りを書かせていただいておりますが、あつという間に3年が経とうとしています。

今年は、赴任先の高知県内に、離婚をして子どもと別居している親と、その子どもの面会をサポートする面会交流支援センターを立ち上げるための設立準備会の代表をさせていただき、その活動で飛び回っておりました。首都圏と違い、様々な社会資源が不足しているのが、司法過疎の現状だと思います。何か一つでも、二つでも、社会資源となるものを残していくたいという思いの中で、赴任させていただきましたが、3年という時間の短さに自分が苦しみそうな状況です。

今年の3月からは、また、そちらでお世話になることになりましたが、「今浦島」状態になるのではないか、という恐怖と共に戻ります。何卒、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

秘密保護法に反対して全力

与党安倍政権が昨年末無理矢理強行可決した秘密保護法は、「政府に都合の悪い情報」を国民から隠してしまうことを目的とする法律です。「秘密」の範囲は、広く曇昧で、何もかもが秘密とされ、そして秘密としたことも秘密とされます。弁護士会は、この悪法に全国で反対運動に立ち上りました。埼玉でも会を挙げてデモや街頭宣伝に取り組み、市民の強い支持に支えられました。残念ながらこの法律は通過しましたが、この悪法の先にある「集団的自衛権の容認」「憲法改悪」は決して許さないという決意を固めています。

